

第7回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

日 時：令和2年5月15日（金）19：00～

場 所：特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- （1） 国の基本的対処方針の改正に伴う本市の対応について
- （2） その他

4 閉 会

別 紙

【会議概要】

- 参集者 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、代表監査委員、
関係部局長、郡山地方広域消防組合消防本部消防長
- オブザーバー 郡山市議会議長、副議長

1 開 会

2 あいさつ

(市長)

緊急事態宣言が解除されたが、安全宣言ではない。今までクローズしていたお店をオープンする方などは、今まで以上に財政的にも精神的にも気を使っていたことになると思う。国や県の支援措置を踏まえ、郡山市としての役割あるいは適切な措置や制度をつくらなければならないと考えている。

どうか皆様も、国や県の情報に十分関心を持って、少しでも生かしていく方向で取り組んでいただきたい。

仮にも庁内感染が発生すると市政が麻痺してしまう。私を含め、皆様も細心、最大の注意を払い、万が一、体調がおかしい時には速やかに休んで、注意深く経過観察してほしい。庁内感染が発生しないよう、共に取り組んでもらいたい。

明日から休日となるが、より免疫力を高める、併せて、市内の様子も見ていただくこともお願いしたい。

3 議 事

(1) 国の基本的対処方針の改正に伴う本市の対応について

(総務部長)

議事に先立ち、消防長はテレビ会議での出席であることを紹介。

(市長)

資料に基づき「新しい生活様式に対応する宿泊・飲食事業者への支援」制度を新たに創設したことについて説明。

問合せのためのフリーダイヤルも準備したので、御利用いただきたい。

※「新しい生活様式対応宿泊・飲食事業継続補助金」

- ・ 予算額：1億7,200万円
- ・ 補助率：2分の1
- ・ 補助対象期間：令和2年4月1日～7月31日

(総務部長)

令和2年5月14日変更の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の概要等について説明は省略（内容は添付資料のとおり）。

令和2年5月15日策定の「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」について資料に基づき説明。

- ・ 区域は、福島県全域
- ・ 期間は、令和2年5月15日（金）から5月31日（日）まで
- ・ 実施内容は、次の3点
 - ① 「新しい生活様式」の定着に向けた協力要請（特措法第24条第9項）
 - ② 施設に対する協力要請（特措法第24条第9項）
 - ③ イベント等の開催自粛の協力要請（特措法第24条第9項）

【イベント等の開催可否の判断】

○屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以上の参加人数

○屋外であれば200人以下、かつ人と人の距離を十分に確保可

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る市主催イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針（5月15日改正）（案）について説明。

指針の適用期間は、5月15日から当分の間（詳細は別紙のとおり）。

- ・ 指針を受け、「緊急事態宣言解除による市有施設の開館状況」について、資料に基づき説明。基本は5月16日から順次開館。

(市長)

開館後、お一人でも感染者が発生すれば、休館とせざるを得ない。

「新しい生活様式」に習熟いただければ、見直していくので本案で御了承いただきたい。

(特に異論等はなく、了承)

(学校教育部長)

- ・ 学校の再開について、資料に基づき説明。

5月25日から29日まで短縮授業。6月1日から通常授業。

放課後の活動については、6月中旬から再開予定。
- ・ 感染症対策を行い、児童、生徒が安心して学校生活を送れるよう取り

組んでいく。

(総務部長)

- ・ 特別定額給付金の申請状況等について、資料に基づき説明。
第1回目の振り込みは本日完了。
郵便は、5月18日から順次発送予定。
相談は、電話又はリモートによる相談を実施する。

(消防長)

- ・ 「熱中症に注意！！」チラシに基づき説明。(注意喚起)

(文化スポーツ部長)

- ・ 小さいお子さんにもわかりやすいように、「新しい生活様式」に基づく「2メートル」「マスク」「手洗い」の3点について、「がくとくん」と「おんぷちゃん」を使った絵(ピクトグラム)を作成したことを紹介。

(総務部長)

- ・ 2020年5月1日付けで防災学術連携体幹事会が発表した
市民への緊急メッセージ
「感染症と自然災害の複合災害に備えて下さい」について説明。

(2) その他

(財務部長)

本日、産業観光部から支援制度について説明があったが、施設の開館に合わせ、予算、手当が必要となるものがあれば、財務部へ相談してほしい。

(市長)

本日、オブザーバーとして議長と副議長に御出席いただいているが、場合により、予備費を使わせていただければと考えているので、御理解をお願いしたい。

(保健所次長)

本日のPCR検査の結果、62件全て陰性。市内の状況は、かなり落ち着いていると考えている。

新しい生活様式に対応する 宿泊・飲食事業者への支援



助成関係

国

県

郡山市
中小企業等応援プロジェクト

【全事業者対象】

◇持続化給付金

★個人事業者等:100万円以内

★法人:200万円以内

・持続化給付金事業コールセンター
0120-115-570

◇中小企業生産性革命推進事業の 特別枠（1次補正）の拡充

☆感染症防止措置等の補助金の上限引き
上げなどを検討中

【休業要請等に応じた事業者】

◇福島県新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金

★協力金支給事業者 一律10万円

事業所加算（1か所）10万円

事業所加算（複数）10万円

★支援金上乘せ 10万円
（事業再開に向けた感染防止対策）

※自主休業・時短営業の飲食店・
旅館等にも給付

・福島県休業協力金コールセンター
024-521-8575

【上記以外の事業者】

◇福島県新型コロナウイルス 感染症拡大防止給付金

★給付金 一律10万円

※国の持続化給付金の交付を受けた者

・福島県休業協力金コールセンター
024-521-8575

【宿泊業、飲食業を営む事業者】

◇新しい生活様式対応宿泊・飲食事業継続補助金

○対象者

宿泊業：市内で旅館業法による営業許可を受けて営業し、
広域観光に資するホテル・旅館及び簡易宿所

飲食業：市内で飲食店営業許可を有する事業者

○補助率 1/2

○補助上限

宿泊施設	(収容人員)	
・大規模施設	300人以上	最大300万円
・中規模	100人以上300人未満	最大100万円
・小規模	100人未満	最大 50万円
飲食店	(収容人員)	
・大規模	100人以上	最大 30万円
・中規模	50人以上100人未満	最大 20万円
・小規模	50人未満	最大 10万円

○対象経費

感染防止対策に要する備品・消耗品等に必要な経費

（例）飛沫防止パーテーション、
自動手先消毒器（スタンド）、静電噴射機、
換気扇、配膳用具、自動受付精算機 など

問い合わせ先 郡山市中小企業等応援フリーダイヤル 0800-800-5363

新しい生活様式対応宿泊・飲食事業継続補助金 1億7,200万円



補助事業内容

緊急事態宣言が解除され、新型コロナウイルス感染拡大予防対策のための「新しい生活様式」に対応する形で、営業を継続再開する旅館・ホテル、飲食店を営む事業者に対し、施設や利用者の安心安全の向上のため、対策に講じた費用の一部を補助いたします。

補助対象者・補助額

◆補助対象者

宿泊業：市内で旅館業法による営業許可を受けて営業し、広域観光に資する
ホテル・旅館及び簡易宿所

飲食業：市内で飲食店営業許可を有する事業者

※日本標準産業分類(中分類)による宿泊業、飲食店が対象。

◆補助率 1/2

◆補助上限

	宿泊		飲食店	
	収容人数	補助額上限	収容人数	補助額上限
大規模	300人以上	300万円	100人以上	30万円
中規模	100人以上300人未満	100万円	50人以上100人未満	20万円
小規模	100人未満	50万円	50人未満	10万円

※収容人数は、消防法施行令第1条の2第4項の総務省令に定める算定方法による。

◆補助対象期間

令和2年4月1日～7月31日

※補助対象期間外の経費は対象となりません。

対象経費

■ 感染防止対策に要する備品・消耗品等に必要な経費

<備品・消耗品等の事例(イメージ)>



70外、ビュッフェ、客席等のパテーション



自動手先消毒器



非接触型
体温計

他に、静電噴射機、換気扇、配膳用具、自動受付精算機 等

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせ実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、令和2年4月16日に、上記7都府県と同程度に感染拡大が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府について緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染が拡大傾向に見られることなどから、人の移動を最小化する観点等より、全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。

令和2年5月4日に、感染状況の変化等について分析・評価を行ったところ、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一人となった取組により、全国の実効再生産数は1を下回っており、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が

現れはじめていた。一方で、全国の新規報告数は未だ1日当たり200人程度の水準となっており、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られたことから、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があったほか、地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じるおそれもあった。このため、同日、法第32条第3項に基づき、引き続き全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長することとした。

その後、令和2年5月14日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、後述する考え方を踏まえて総合的に判断し、同日、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする変更を行うこととする。

なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出などの外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、効果的なクラスター対策による感染拡大の防止及び重症者をはじめとする感染者の治療を十分に行うことができる水準にまで、新規報告数を減少させ、ひいて

は重症者数を減少させることが可能である。新規報告数が、こうした水準まで減少すれば、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防する新しい生活様式が普及されることを前提としつつ、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的に可能となる。

なお、政府としては、緊急事態宣言を延長しても、引き続き、社会経済活動への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、5月12日までに、合計46都道府県において合計15,854人の感染者、668人の死亡者が確認されている。

都道府県別の動向としては、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超えるとともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことなどから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県として、本対処方針において特定都道府県の中でも「特定警戒都道府県」と称して対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向

が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高いことや、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が丸となって感染拡大の防止に取り組むためには、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があることなどから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後、5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の報告においては、国内の感染状況について、専門家会議の見解として、

「市民の行動変容が成果を上げ、全国的に新規感染者数は減少傾向にあることは確かである。しかし、未だ、かなりの数の新規感染者数を認めており、現在の水準は、データが明確に立ち上がりはじめた3月上旬やオーバーシュートの兆候を見せ始めた3月中旬前後の新規感染者数の水準までは下回っていない状況である。」

「しばらくは、新規感染者数の減少傾向を維持させることを通じて、今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続することの必要性が示唆される。」

などと指摘された。

また、医療提供体制の面については、

「医療提供体制の拡充については、症状別の病床の役割分担を進めており、重症者・中等症については対応可能な病床の確保を図るとともに、無症候や軽症例についてはホテル等での受入れを進めるなど、懸命な努力が続けられているが、特に特定警戒都道府県においては、依然として医療現場の逼迫が続いている。」

「新規感染者数が減少傾向に移行しても、平均的な在院期間は約2～3週間程度となっている。とりわけ、人工呼吸器を要するような重症患者については、在院期間が長期化し、その数が減少に転じにくい傾向がある。このため、入院患者による医療機関への負荷はしばらく継続することが見込

まれ、医療現場の逼迫した状況は新規感染者の発生速度の鈍化と比較しても、緩やかにしか解消されないものと考えられる。」

などと指摘された。

その上で、専門家会議の見解として、

「地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じる恐れがあることから、当面、この枠組みは維持することが望ましい。」とされた。

こうした専門家会議の見解を踏まえ、5月上旬には、未だ全国的に、相当数の新規報告数が確認されており、今後の急激な感染拡大を抑止できる程度にまで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があったことなどから、引き続き、それまでの枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。）として感染拡大の防止に向けた取組を進めてきた。

その後、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病床等の確保も進み、医療提供体制のひっ迫の状況も改善してきている。

緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっては、これまで基本的対処方針においても示してきたとおり、以下の三点に特に着目した上で、総合的に判断する必要がある。

①感染の状況（疫学的状況）

オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分に実施可能な水準の新規報告数であるか否か。

②医療提供体制

感染者、特に重症者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制が整えられているか否か。

③監視体制

感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応するための体制が整えられているか否か。

これらの点を踏まえ、特定の区域について、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染の状況、医療提供体制、監視体制等を踏まえて総合的に判断する。感染の状況については、1週間単位で見ても新規報告数が減少傾向にあること、及び、3月上中旬頃の新規報告数である、クラスター対策が十分に実施可能な水準にまで新規報告数が減少しており、現在のPCR検査の実施状況等を踏まえ、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人程度以下であることを目安とする。直近1週間の10万人あたり累積報告数が、1人程度以下の場合には、減少傾向を確認し、特定のクラスターや院内感染の発生状況、感染経路不明の症例の発生状況についても考慮して、総合的に判断する。医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症の重症者数が持続的に減少しており、病床の状況に加え、都道府県新型コロナウイルス対策調整本部、協議会の設置等により患者急増に対応可能な体制が確保されていることとする。監視体制については、医師が必要とするPCR検査等が遅滞なく行える体制が整備されていることとする。

以上を踏まえて、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

上記以外の39県については、緊急事態措置を実施すべき区域としないこととなるが、これらの地域においても、後述する「(3)まん延防止6)緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等」を踏まえ、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要がある。

また、再度、感染が拡大し、まん延のおそれがあると認められ、緊急事態措置を実施すべき区域とするにあたっては、4月7日時点の感染の状況も踏

まえて、令和2年4月7日変更の基本的対処方針で示してきた考え方と基本的には同様の考え方に立ち、オーバーシュートの予兆が見られる場合には迅速に対応することとし、直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断する。

今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、経済社会状況にも留意し、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- ・ これまで、繁華街の接待を伴う飲食店等、ライブハウス、バー、スポーツジムや運動教室等の屋内施設においてクラスターが確認されてきたが、現在では医療機関及び福祉施設等での集団感染が見受けられる状況であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。

- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5-6日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。
- ・ また、日本における報告（令和2年4月30日公表）では、症例の大部分は20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。

- ・ 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた（第一波）一方で、その後欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている（第二波）。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 現時点では、対症療法が中心であるが、5月7日、レムデシビルが、重症患者に対する治療薬として特例承認された。これ以外のいくつかの既存の候補薬についても、患者の観察研究等が進められている。また、5月13日に、迅速診断用の抗原検査キットが承認されている。
 なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による日本での経済的な影響を調べた研究では、クレジットカードの支出額によれば、人との接触が多い業態や在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業態は、3月以降、売り上げがより大きく減少しており、影響を受けやすい業態であったことが示されている。
- ・ 現時点では、新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点が多い感染症である。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ② サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。

- ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ④ 引き続き、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。
- ⑤ 緊急事態宣言が全ての都道府県で解除された場合、外出の自粛や施設の使用制限等は基本的に解除されることになるが、その場合においても、感染拡大を予防する新しい生活様式が前提となる。新しい生活様式が社会経済全体で安定的に定着するまで、一定の移行期間を設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行するものとする。また、再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強いまん延防止対策等を講ずる。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
 - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 医療提供体制及び検査体制に関するわかりやすい形での情報の提供。
 - ・ 「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策の徹底。
 - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。

- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方をわかりやすく周知。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 「新しい生活様式」の在り方の周知。
 - ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
 - ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国

者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。

- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、国民に還元するよう努める。
- ⑩ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省及び都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、体制を整えておく必要がある。また、社会経済活動と感染症予防の両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制を持つことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図る。また、厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、市中での感

染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築にあたっては現場が混乱しないように留意する。

- ③ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID19. H E R－S Y S）を早急に全国展開する。また、本システムを活用し、都道府県別の陽性者数やP C R等検査の実施状況などの統計データの収集・分析を行い、より効果的・効率的な対策に活用していく。
- ④ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・E C M Oの保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System. G－M I S）を構築・運営し、医療提供状況を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発の支援を引き続き進め、可及的速やかに国内での供給体制を整備する。
- ⑦ 都道府県は、自治体間での迅速な情報共有に努めるとともに、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

（３）まん延防止

１）外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）

- ① 特定警戒都道府県は、引き続き、「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減」を目指して、法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うものとする。その際、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促す。また、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

一方、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策の徹底は当然として、接触機会の8割低減を目指し、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月1日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促すとともに、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

このほか、これまでにクラスターが発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促すものとする。

一方で、これら以外の外出については、5月1日及び4日の専門家会議の提言を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていくものとする。

その際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、こうした新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月1日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

なお、仮に、再度、感染の拡大傾向が認められる地域については、必要に応じて、上記①と同様の行動制限を求めることを検討する。

2) 催物（イベント等）の開催制限

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意する。

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリについては、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。

3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

- ① 特定警戒都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

特定警戒都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4 項までにに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及び感染の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所

要の規定の整備を行うものとする。

なお、施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。また、屋外公園を閉鎖している場合にも、同様に対応していくことが考えられる。

また、特定警戒都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求めることとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。その際、クラスター発生の状況が一定程度、明らかになった中で、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。また、感染拡大の防止にあたっては、早期の導入に向けて検討を進めている接触確認アプリを活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4

項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求める。

- ③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。

4) 職場への出勤等

- ① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を引き続き強力に推進すること。
 - ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
 - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

③ 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して、支援等を行う。

5) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」、及び5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等において示した臨時休業の実施に係る考え方について周知を行い、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小

や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。

6) 緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等

- ① 緊急事態措置の対象とならない都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、緊急事態宣言の期間中は、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っていること等を踏まえ、自粛要請等の緩和及び解除については、慎重に対応するものとする。

- ・ 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月1日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について住民に周知を行うこと。

- ・ 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかけること。

- ・ 全国的大規模な催物等(一定規模以上のもの)の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

- ・ 事業者に対して、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけ

ること。

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。

- ② 緊急事態措置の対象とならない都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組（前記の 1）②、2）、3）②、4）②）に準じて、迅速かつ適切に法第 24 条第 9 項に基づく措置等を検討するものとする。
- ③ 緊急事態措置の対象とならない都道府県は、①②の取組を行うにあたっては、予め国と迅速に情報共有を行う。

7) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

8) クラスター対策の強化

- ① 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。

- ② 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ④ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。
- ⑤ 政府は、個人情報の保護及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラミングインタフェース（API）を活用した接触確認アプリについて、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。

9) その他共通的事項等

- ① 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき国と密接に情報共有を行う。国は、専門家の意見を聴きながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ② 政府及び地方公共団体は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれ

ることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。

- ③ 地方公共団体は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促す。
- ④ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑤ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

（４）医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・ 重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）は、宿泊施設等での療養とすることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とする。そのため、都道府県は、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努めるとともに、国は、都道府県と密接に連携し、その取組を支援すること。

子育て等の事情によりやむを得ず自宅療養を行う際には、都道府県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していく

とともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ 都道府県は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネージャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 病床の確保について、都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床を確保すること。

また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討すること。厚生労働省は、その検討にあたって、必要な支援を行うこと。

- ・ 都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行っておくこと。また、厚生労働省は、都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。
 - ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診

することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。

- ・ また、都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行うこと。

また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。あわせて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受け入れが適切に行われるようにすること。

- ・ さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

- ・ 都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
- ・ 夏ごろまでを目途に、冬季のインフルエンザの流行を踏まえた外来医療の在り方を検討すること。

③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイ

ルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。

- ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。

④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進すること。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材の活用を進めること。
- ・ 厚生労働省は、都道府県が法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等を行うにあたって、必要な支援を実施すること。

⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県等、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G－M I S）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
- ・ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に P C R 検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。

⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、
 - ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を

徹底して避けるとともに、

- ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
 - ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
 - ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
 - ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。
- また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、検査体制を踏まえ、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。
- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。
- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来に

において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。

- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
- ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
- ・ 5月7日に特例承認されたレムデシビルの円滑な供給を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ ワクチンについて、関係省庁・関係機関と連携し、迅速に開発等を進め、できるだけ早期に実用化し、国民に供給することを目指すこと。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑨ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

(5) 経済・雇用対策

政府は、令和2年度補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組むとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全

を期す。引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果断に対応する。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮、社会課題への対応等

- ① 政府は、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないように適切に取り組む。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
 - ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待。
 - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
 - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保。

- ⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第 54 条に基づく緊急輸送の要請や法第 55 条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第 26 条第 1 項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聴きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHO や諸外国・地域の対応状況

等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。

- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県等は、近隣の特定都道府県等が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県等は、緊急事態措置等を実施するにあたっては、予め国と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。
- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。

- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県等や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価を行う。その上で、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。
- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・ 社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・ 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について

令和2年5月14日、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定された。その中で、三（３）６）緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等も示されたところ、各都道府県においては、特に下記の事項について留意されたい。

記

1. 外出の自粛

（１）特定警戒都道府県

特定警戒都道府県に関しては、引き続き、令和2年5月4日付け事務連絡「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」によることとし、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第45条第1項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うとともに、都道府県をまたいで人が移動することや、これまでクラスターが発生している繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、引き続き外出を自粛するよう促すこと。

（２）緊急事態措置の対象とならない都道府県

基本的対処方針の三（３）６）①に示されているように、緊急事態措置の対象とならない都道府県は、「不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかけること。」とされている。

ここで、「特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促す」

としているのは、特定警戒都道府県やそれ以外の特定都道府県との間だけでなく、緊急事態措置の対象とならない都道府県相互間であっても、特に緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っている間は、相対的にリスクの高い地域との移動は避けるべきものであることに留意すること。

また、「これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかけること。」とされているが、これは、極力これらの場所への外出の機会を減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても各人による感染防止策（人と人との距離を保つこと、マスクの着用、手指の消毒、発熱等の症状がみられる場合の外出自粛等）を徹底するという注意喚起を住民に対して行うことを意図している。

なお、「これまでにクラスターが発生しているような施設」とは、例えば、接待を伴う飲食業、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等を想定しているが（別紙1「これまでクラスターが発生した主な施設類型」参照。以下同じ。）、これらの施設でなかったとしても、「三つの密」が発生している、あるいは発生する蓋然性の高い場所については、外出の機会を極力減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても各人による感染防止策を徹底すべきことを周知する必要があると考えられる。また、医療機関や保育所、介護老人保健施設等など、これまでにクラスターが発生しているが、基本的対処方針の別添における事業の継続が求められる事業等に関しては、外出を避ける場所の対象となるわけではないが、各人による感染防止策の徹底は必要であると考えられる。

なお、緊急事態措置の対象とならない都道府県においても、特定都道府県と同様に、感染拡大を予防する新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月1日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

2. 催物（イベント等）の開催制限

（1）特定警戒都道府県

特定警戒都道府県に関しては、引き続き、令和2年5月4日付け事務連絡によることとし、比較的少人数のイベント等を含め、引き続き、イベント等の開催制限に関しては、主催者に慎重な対応を求めるよう、各都道府県において適切に対応すること。

（2）緊急事態措置の対象とならない都道府県

基本的対処方針の三（3）6）①に示されているように、緊急事態措

置の対象とならない都道府県は、「全国的大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。」とされている。ここで、イベント開催の可否を判断するに当たっては、当面、

- ・ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

を目安としつつ、適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）が実施されていることを前提に、開催することが考えられる。また、イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけるよう周知すること。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、ライブハウスやナイトクラブなど、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討するよう促すこと。

また、イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマホを活用した接触確認は接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。

3. 施設の使用制限等

（1）特定警戒都道府県

特定警戒都道府県に関しては、引き続き、令和2年5月4日付け事務連絡によることとし、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うなど、地域の感染状況等に応じて、都道府県において適切に判断すること。また、特に、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、クラスター発生のリスクが高いことから、施設の使用制限等の緩和や解除については、引き続き慎重に検討すること。

（２）緊急事態措置の対象とならない都道府県

基本的対処方針の三（３）６）①に示されているように、緊急事態措置の対象とならない都道府県は、施設の管理者等を含む事業者に対して、「業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。」とされている。ここで、感染拡大防止に当たっては、例えば、マスクを着用していない客と直接接する理美容業や飲食業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施すること、また、飲食店においては、間仕切りを活用すること、真正面の席を避けること、座席の間隔を空けること（１ｍ、できれば２ｍ）や、個室など定員が決まっているスペースについて定員人数の半分の利用とすること等を促すこととする。

そのうえで、緊急事態措置の対象とならない都道府県においては、基本的対処方針の三（３）６）①に示されているように、「これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。」とされている。具体的には、例えば、各都道府県知事によって必要と判断される場合には、接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等のこれまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」がある施設等に対して、別紙２の「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等を参考に、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策を強く働きかけること等が考えられる。また、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っている間は、特措法第24条９項の規定に基づく施設の使用制限等の協力を要請することも含めて、地域の感染状況等を踏まえて慎重に検討を行うこと。その後は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組みが適切に行われるよう働きかけながら、こうした施設の管理者等に対する協力の依頼について改めて検討を行うこと。

また、施設の管理者等に対して、施設利用者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマホを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。

４．出勤

（１）特定警戒都道府県

特定警戒都道府県に関しては、引き続き、令和２年５月４日付け事務連絡によることとし、「出勤者数の７割削減」を目指すことも含め、接

触機会の低減に向けて、在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。

（２）緊急事態措置の対象とならない都道府県

基本的対処方針の三（３）６）①に示されているように、緊急事態措置の対象とならない都道府県においても、引き続き、事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第１担当 小池・國藤・井上・寺井

直通 03（6257）3085

【別紙 1】

これまでにクラスターが発生した主な施設類型

- ① 新型インフルエンザ等対策施行令 11 条第 1 項各号に掲げる施設（第 1 号の学校及び第 3 号の大学等を除く）

施設類型	備考
保育所、介護老人保健施設等	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設	—
バー	—
カラオケ	—
ライブハウス	—
キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店	—

- ② ①以外の施設等

施設類型	備考
飲食店（接待を伴わないもの）	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
医療機関	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
企業、官公庁等の事務所	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
クルーズ船、その他	—

内閣官房新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス								
	—		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック					—	
従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散									

福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

資料 3

福島県

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策の概要

1. 区域

福島県全域

2. 期間

令和2年5月15日(金)から令和2年5月31日(日)まで

3. 実施内容

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力要請

ア 日々の暮らしの感染対策

「3密」の回避（密集、密接、密閉）やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保などの徹底

イ 職場における感染対策

時差出勤や在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの取組を推進

ウ 移動に関する感染対策

不要・不急の都道府県をまたいだ往来は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来を自粛

これまでにクラスターが発生しているような施設や、「3つの密」のある場への外出自粛

(2)施設に対する協力要請

ア 施設の使用制限のうち、学校（大学等を除く）については、5月24日に解除（5月25日から段階的に再開）。

イ これまで施設の使用制限の協力要請をしていた施設管理者に対し、事業再開後における感染防止対策の徹底を要請。

また、緊急事態措置において、基本的に休止を要請しないこととしていた施設についても、引き続き感染防止対策の徹底に向けた協力を要請。

(3)イベント等の開催自粛の協力要請

ア 全国的かつ大規模なイベント等（一定規模以上のもの）の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。

イ その他のイベント等については、適切な感染防止対策を講じた上での実施を依頼。

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力要請

(特措法第24条第9項)

- ア 日々の暮らしの感染対策
・「換気の悪い密閉空間」「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を徹底的に回避
・マスクの着用
・手洗いなどの手指衛生
・人と人との距離の確保（できるだけ2 m、最低1 m） など
- イ 職場における感染対策
・時差出勤や自転車通勤による人との接触を低減する取組
・在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、テレビ会議の取組を推進 など
- ウ 移動に関する感染対策
・不要不急の都道府県をまたいだ往来は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来を自粛
・来場者にクラスターが発生しているような施設や「3つの密」のある場への外出を自粛

【不要・不急の移動・往来(例)】

○ 不要・不急の帰省や旅行

【クラスターが発生しているような場や「3つの密」のある場(例)】

○ キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、ライブハウス、スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設、カラオケなど

※「新しい生活様式」については、別紙「新しい生活様式の実践例」を参考にしてください。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

(2) 施設に対する協力要請(特措法第24条第9項)

- ア 施設の使用制限のうち、学校（大学等を除く）については、5月24日に解除（5月25日から段階的に再開）。
- イ これまで施設の使用制限の協力要請をしていた施設管理者に対し、事業再開後における感染防止対策の徹底を要請。

施設の種類	内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき部屋、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	感染防止対策の徹底を要請 （特措法第24条第9項） ＜感染防止対策の例＞ 「入場者の適切な制限や誘導」、「手指の消毒設備の設置」、「マスクの着用等の要請」、「『3つの密』を徹底的に避けること」、「室内の換気や人と人との距離を適切にとること」など
運動施設・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	
博物館等	博物館、美術館、図書館	※詳細は別紙「特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限の緩和（事業再開）に当たっての感染防止対策の例」等を参考にしてください。
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスの営む店舗	

※緊急事態措置において、基本的に休止を要請しないこととしていた施設についても、引き続き感染防止対策の徹底に向けた協力を要請。

(3) イベント等の開催自粛の協力要請(特措法第24条第9項)

- ア 全国的かつ大規模なイベント等（一定規模以上のもの）の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。
- イ その他のイベント等については、適切な感染防止対策を講じた上での実施を依頼。

【イベント等の開催可否の判断】

- 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

【その他のイベント等を開催するための条件】

- ① 適切な感染防止対策(入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること
- ② イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者等はこうした交流等を極力控えること
- ③ 上記の人数に満たないイベント等であっても、密閉された空間において大声での発声、歌唱や応援、または近接した距離での会話等が想定されるイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等
及び市有施設の休館に関する指針（5月15日改正）（案）

1 これまでの経緯と現状認識

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、郡山市においてはこれまで、2月20日の本指針の策定以来、随時、国及び福島県の基本方針を踏まえた見直しを行い、市主催等のイベントや市有施設の休館について対処してきたところである。

今般、国においては5月14日に、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の区域を見直し、福島県を含む39県について同宣言を解除するとともに、基本的対処方針の見直しを行った。また、これを受け、福島県においても5月15日に緊急事態措置の見直しを行ったところである。

これらの状況を踏まえ、市主催等のイベント開催及び市有施設の開館等については、次のとおりとする。

2 市有施設の休館について

市有施設は、安全性の確認や適切な感染予防策等、準備が整った施設から順次開館する。ただし、施設の特性や利用形態等により感染のおそれが高い施設については、当分の間、その全部又は一部の使用を休止する。

開館後において、感染症拡大防止の観点から、定員変更、入場制限、時間制限等を設けることができるものとする。また、施設内において感染が発生した場合、または発生するおそれが高いと判断した場合は、当分の間休館するものとする。

3 市主催等イベント等開催について

(1) 基本的考え方

① イベント等の開催に当たっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式(※)」の考え方を踏まえるものとする。

② クラスターが発生するおそれがあるイベント等や、「三つの密(*)」のある集まりについては、開催の中止又は延期とする。

特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期とする。また、特定警戒都道府県からの参加はご遠慮いただくものとする。

③ 上記以外のイベント等については、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること、屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)を目安としつつ、適切な感染防止策を講じた上で、実施を可能とする。

(2) イベント等を開催する条件

① 人と人との間隔を2m程度確保すること。

② 会場面積を一人当たり4㎡以上、または座席の間隔を前後左右一人置きに確保すること。

③ 定期的に換気を行うこと。(屋内の場合)

④ 多くの方が触れる場所の消毒を徹底すること。

⑤ 大声での発声、歌唱や声援、または接近した距離での会話等が原則想定されないこと。(屋内の場合)

4 イベント等開催のための適切な感染対策

イベント等を開催する場合は次のことに留意する。

(1) 事前の周知における主催者の対応

- ① 当日を含め、イベント等の参加時の過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方のイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。
- ② イベント等の参加者や施設利用者(以下「参加者等」という。)に対して、事前の家庭での体温測定や参加時のマスク着用等の注意事項を周知する。

(2) 開催時等における主催者の対応

- ① 参加者等が「三つの密(*)」とならないよう、入場制限や誘導等を実施する。特に、会場・施設内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
- ② 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ③ 多くの方が触れる場所（ドアノブなど）をこまめに消毒する。
- ④ 換気が悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる換気を行う。運動施設においても、密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。
- ⑤ 対面で長時間会話をしない、又は大きな発声をしないよう周知する。
- ⑥ 参加者等に対して、マスクの着用や咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

(3) 主催者等によるフォロー

- ① 主催者は、参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。
- ② 屋内（室内）イベントの実施に際しては、後日参加者から患者が発生した場合、保健所が行うクラスター発生対策を適切に実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名、住所と連絡先を把握するよう努めるものとする。
- ③ 施設管理者は、イベント主催者に感染症防止対策の徹底を要請する。

5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、当分の間とする。

6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。

7 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

（略・令和2年2月25日、同年3月24日、同年4月6日、同年4月18日、同年5月11日施行）

この指針は、令和2年5月16日から施行する。

「三つの密(*)」：①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話や発声をする「密接場面」

「新しい生活様式(*)」：令和2年5月4日新型コロナウイルス専門家会議からの提言に基づく感染拡大を防止するための生活スタイル

緊急事態宣言解除による市有施設の開館状況

「緊急事態宣言」を受けて令和2年4月18日（土）から市有施設を原則、休館しておりましたが、令和2年5月16日（土）から感染症拡大防止に配慮し、準備が整った施設から順次開館いたします。

※ 施設の利用にあたっては、「新しい生活様式」を踏まえ、マスクの着用、体温測定等の健康チェック、身体的距離の確保等にご協力をお願いします。

また、定員変更、入場制限、時間制限等を設けることがありますので、各施設へお問い合わせください。

※ 今後の感染症拡大の状況により、再び休館する場合があります。

対象期間中に休館していた市有施設

※（）は施設数となります。

	施設名称	問い合わせ	開館予定日	備考（理由等）
福祉施設	サニー・ランド湖南	☎983-2277	5/16～	入浴施設を除く
	中央老人福祉センター	☎924-2966		
	老人福祉センター 寿楽荘	☎984-3130		
	高齢者文化休養センター 達瀬荘	☎957-2828		
	西田地域交流センター	☎972-2570		
	三穂田地域交流センター	☎954-2083		
	田村地域交流センター	☎975-2070		
	中田地域交流センター	☎973-3566		
	日和田地域交流センター	☎958-6550		
	福祉センター	☎924-2950		
	障害者福祉センター	☎934-5811		
	喜久田地域交流センター	☎959-2205	当面休止	入浴施設のため
子育て施設	こども総合支援センター（ニコニコこども館）	☎924-2525	5/25～	学校再開日から
	北部地域子育て支援センター	☎924-0055		
	東部地域子育て支援センター	☎943-0411		
	南部地域子育て支援センター	☎945-2404		
	西部地域子育て支援センター	☎951-7800		
	希望ヶ丘児童センター	☎924-3801		
	元気な遊びの広場（ベップキッズこおりやま）	☎941-2711		
	郡山カルチャーパーク「屋内子どもの遊び場」	☎924-3801	5/26～	学校再開日から（5/25は休館日）
	八山田こども公園（屋内体験学習施設）	☎924-3801		
	大槻公園「子どもの遊び場（屋内体験学習施設）」	☎924-3801		
文化・教育施設	ふれあいセンター(9)	各公民館の電話番号	5/16～	当面、調理室は休止
	コミュニティセンター(2)			
	中央公民館・分館(4)・勤労青少年ホーム・公会堂	☎934-1212		当面、調理室・自習室は休止
	地区・地域公民館（96）	各公民館の電話番号		当面、調理室は休止
	安積総合学習センター	☎945-6466		
	富久山総合学習センター	☎925-1500		
	熱海多目的交流施設	☎984-2679		
	サン・サン・グリーン湖南	☎982-2811		
	農村交流センター	☎951-5730		
	農村生活中核施設黒石荘	☎973-2123		
	東部勤労者研修センター	☎943-8580		
	歴史資料館	☎932-5306		
	中央図書館・分館(13)	☎923-6601		
	希望ヶ丘図書館	☎961-1600		
	安積図書館	☎946-8850		
	富久山図書館	☎921-0030		
	少年湖畔の村	☎961-8282		
	青少年会館	☎961-8282		
	美術館	☎956-2200		
	野鳥の森学習館	☎934-2180		開館準備等のため
	ふれあい科学館	☎936-0201		
	開成館(4)	☎923-2157		
	久米正雄記念館	☎991-7610		
	文学資料館	☎991-7610		
	けんしん郡山文化センター	☎934-2288		
	労働福祉会館	☎932-5279		
	市民交流プラザ	☎922-5544		
	市民ふれあいプラザ	☎922-5544		
	男女共同参画センター	☎924-0900		
	音楽・文化交流館	☎924-3715	8月下旬	特別定額給付金事務で使用のため

	施設名称	問い合わせ	開館予定日	備考（理由等）
スポーツ施設	郡山ヒロセ開成山陸上競技場・補助競技場	☎934-1500	5/16～	達瀬・富久山を除く ※台風19号災害で3箇条場
	ヨーク開成山スタジアム	☎934-1500		
	開成山弓道場	☎934-1500		
	日和田野球場	☎934-1500		
	郡山庭球場	☎951-8511		
	西部庭球場	☎961-8282		
	運動広場（3）	☎934-1500		
	スポーツ広場(10)	☎934-1500		
	西部スポーツ広場	☎961-8282		
	ふるさとの森スポーツパーク野球場	☎955-5229		
	ふるさとの森スポーツパークソフトボール場	☎955-5229		
	ふるさとの森スポーツパークスポーツ広場	☎955-5229	5/18～	水温調整のため
	ふるさとの森スポーツパーク体育館	☎955-5229		
	西部サッカー場	☎961-8282		
	郡山相撲場	☎961-8282		
	熱海フットボールセンター	☎954-9670		
	地域体育館(2)	各公民館の電話番号		
	東部体育館	☎943-5558		
	西部体育館	☎961-8282		
	西部第二体育館	☎961-8282		
	郡山しんきん開成山プール	☎926-0450	5/20～	
レジャー	磐梯熱海スポーツパーク体育館	☎984-1781	5/23～	開館準備等のため
	磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド	☎984-1781		
	磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場	☎984-1781		
	宝来屋 郡山総合体育館	☎934-1500	6/1～	開館準備等のため
	磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場	☎984-1781		
	磐梯熱海アイスアリーナ	☎984-5377		
	郡山市観光案内所	☎924-0012	5/16～	救事棟・バンガロー等は当面の間使用休止 くつろぎ施設は準備完了後
	高嶺山森林公園	☎957-3748		
	21世紀記念公園（交流施設、くつろぎ施設）	☎924-2194		
	大槻公園（スーパースライダー、バーベキュー）	☎961-8282		
	浄土松公園（バーベキュー）	☎957-3700		
	公園の遊具の使用	☎924-2361		
	磐梯熱海温泉駅前足湯	☎924-2621		
	磐梯熱海温泉足湯	☎924-2621		
	郡山カルチャーパーク（体育館）	☎947-1600		
	平成記念郡山こどものもり公園（もりの館）	☎958-5570	5/19～	開館準備等のため
	荒井中央公園（体育館）	☎947-9440		
	大安場史跡公園	☎965-1088		
	石鍬ふれあい牧場	☎984-1000	5/20～	開館準備等のため
	郡山カルチャーパーク（ドリームランド）	☎947-1600	5/23～	開館準備等のため
	八山田こども公園の遊具及び駐車場	☎924-3801	5/26～	学校再開日から（5/25は休館日）
	郡山ユラックス熱海	☎984-2800	6/1～	開館準備等のため
	猪苗代湖岸（秋山浜、青松浜、舟津浜、舟津公園、鉾浜、横沢浜）のキャンプ施設	☎924-2621	当面休止	
その他施設	消防センター(8)	☎924-2161	5/16～	
	教育研修センター	☎983-1120		
	農産加工センター	☎957-2880		
	水防センター	☎924-2701		
	総合地方卸売市場（市場食堂を含む管理棟）	☎961-1140	5/18～	

郡山市立学校の学校再開について

令和2年5月15日
学校教育部

<学校再開に向けた基本的な考え方>

- 1 国の緊急事態宣言の解除に伴い、県の方向性及び県教育委員会の通知を踏まえ、郡山市の感染状況等を考慮するとともに市保健所と連携し、市立学校の再開時期を決定する。
- 2 学校における感染リスクゼロをまって再開することは困難であり、この状態が長期間続くことが予想されるため、児童生徒の健やかな学びの保障の観点から、新しい生活様式に基づき、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を開始する。
- 3 確定患者等が発生した場合等については、「郡山市学立校新型コロナウイルス対策対応マニュアル（第2版）」に沿って対応する。

<学校再開のスケジュール>

月	火	水	木	金
5/4	5	6	7	8
 みどりの日	 こどもの日	振替休日	臨時休業	臨時休業
11	12	13	14	15
臨時休業	臨時休業	臨時休業	分散登校 4時間 弁当	分散登校 4時間 弁当
18	19	20	21	22
分散登校 4時間 弁当	分散登校 4時間 弁当	分散登校 4時間 弁当	分散登校 4時間 弁当	分散登校 4時間 弁当
25	26	27	28	29
学校再開 短縮授業 ※1 給食再開 放課後活動なし	短縮授業 給食あり 放課後活動なし	短縮授業 給食あり 放課後活動なし	短縮授業 給食あり 放課後活動なし	短縮授業 給食あり 放課後活動なし
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5
通常授業 ※2 給食あり 放課後活動なし	通常授業 給食あり 放課後活動なし	通常授業 給食あり 放課後活動なし	通常授業 給食あり 放課後活動なし	通常授業 給食あり 放課後活動なし

※1 短縮授業・・・1コマ 小学校40分、中学校45分で時間割通りに実施

※2 通常授業・・・1コマ 小学校45分、中学校50分で時間割通りに実施

新型コロナウイルス感染症対策 関連情報

特別定額給付金の申請状況等をお知らせします



ターゲット 3.3

令和2年5月15日
郡山市特別定額給付金
プロジェクトチーム
担当：石井 章浩
TEL：924-2406

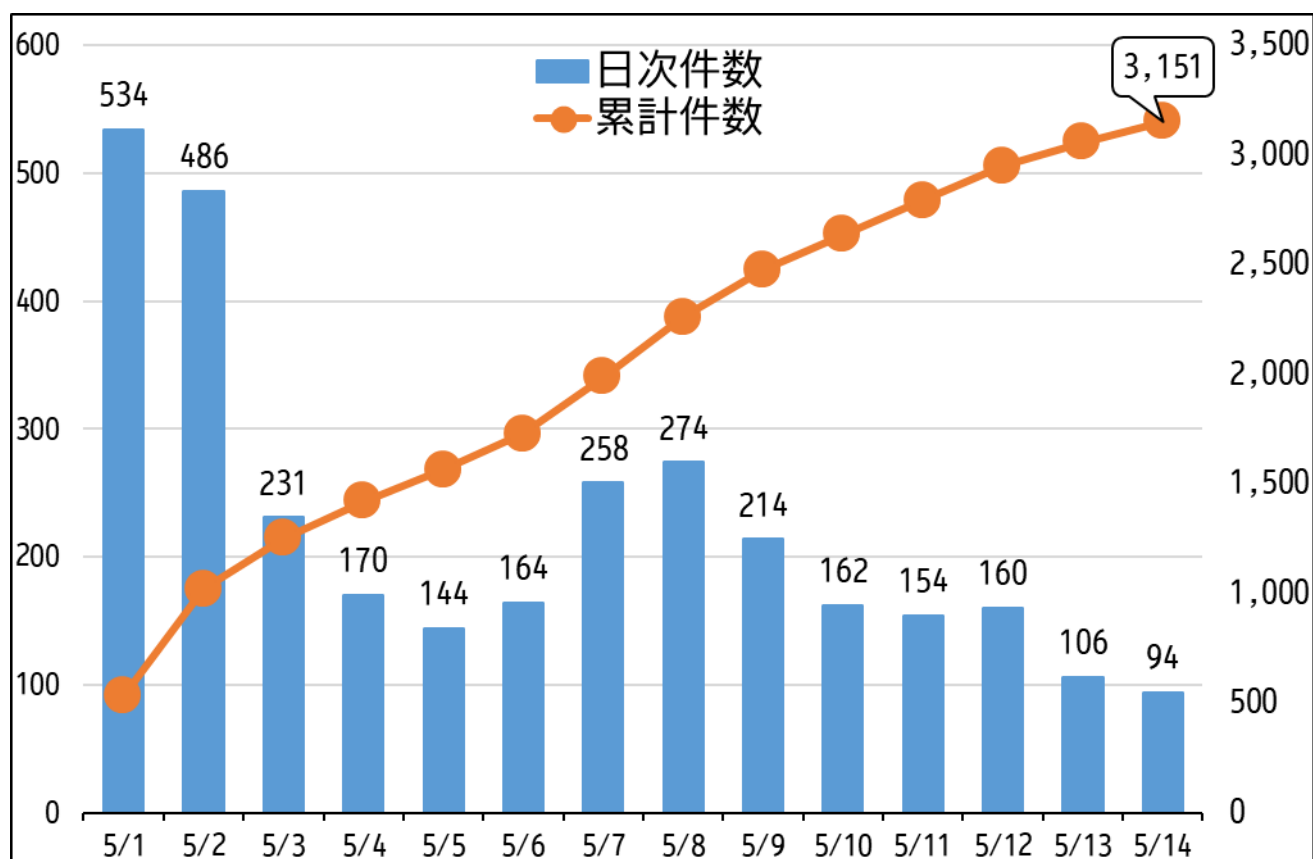
SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

特別定額給付金の申請について、5月1日から申請受付を開始したオンラインによる申請件数は、5月14日現在で3,151件となっています。

また、5月8日までにオンラインによる申請をされた方のうち審査が終了した2,111件、5,209人分の5億2千90万円を本日、振り込みました。

今後も、申請書類の審査が済んだものから、順次振り込みを行います。

1 オンライン申請状況



熱中症に注意！！



今年は、**新型コロナウイルス感染症予防**と**熱中症予防**のダブル対策が必要！！

危険！！

現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、多くの方が**マスク着用**と**不要不急の外出自粛**を継続しています。

しかし、夏場のマスク着用は、冷たい空気を体内に取り込みにくくなり、**体に熱がこもりやすくなる危険性**があるため、今年は例年以上に熱中症対策が必要です。

＜熱中症予防のポイント＞

1. **こまめに水分補給**する
2. エアコン・扇風機を**早めに点検**し、上手に使用する
3. シャワーやタオル等で**身体を冷やす**
4. 部屋の**温度を計る**
5. 暑いときの作業や運動は**無理をしない**
6. **涼しい服装**を心掛け、外出時には**日傘、帽子等を着用**する
7. 部屋の**風通しを良く**する
8. 緊急時・困った時の**連絡先を確認**しておく



STAY HOME X 熱中症予防

郡山地方広域消防組合

問い合わせ先：消防本部消防課救急係 ☎024-923-1904



2メートル



マスク



手洗い

市民への緊急メッセージ「感染症と自然災害の複合災害に備えて下さい」

防災学術連携体 幹事会

新型コロナウイルスの感染について予断を許さない状況が続いています。この感染症への対策を進めつつ、自然災害の発生による複合災害にも警戒が必要です。本格的な雨季を迎える前に、災害時の心構えを市民の皆様にお伝えいたします。

是非、ご一読いただき、複合災害の発生に備えて下さい。

1 感染症と自然災害の複合災害のリスクが高まっています

- 新型コロナウイルスの感染拡大は日本全国、全世界に及んでいます。近年毎年のように起こっている自然災害が、今年も日本のどこかで起きれば、その地域は感染症と自然災害による複合災害に襲われることになります。これが現実になると、オーバーシュート(医療許容量を超える感染者の爆発的増加)の可能性が高くなるなど、極めて難しい状況になります。
- 複合災害の危険性を軽減するために、あなたのまちのハザードマップや地域防災計画などを参考にして、地震・火山災害、河川の氾濫や土砂災害などの危険性と避難の必要性について、今のうちに自ら確認して下さい。
- 特に、自然災害に見舞われた地域では、ウイルス感染の爆発的拡大を防ぐため、被災者や自主防災組織、ボランティア、自治体職員、医療・福祉関係者などへの十分な配慮が求められます。高齢者や体の不自由な方への支援も必須です。

2 感染リスクを考慮した避難が必要です

- 災害発生時には公的避難所が開設されますが、ウイルス感染のリスクが高い現在、従来とは避難の方法を変えなければなりません。
- 災害発生時には、公的避難所のウイルス感染対策をとって下さい。避難所の数を増やし、学校では体育館だけでなく教室も使い、避難者間のスペースを確保し、ついたてを設置する、消毒液などの備品を整備するなどの対応が必要となります。さらに感染者、感染の疑いのある人がいる場合には、建物を分けるなど隔離のための対策も必要です。政府および都道府県・市町村の関係者は、連携して準備して下さい。住民の方はこれに協力して下さい。
- 避難が必要になる地域の方は、近くの避難場所をあらかじめ決めておきましょう。必ずしも公的避難所である必要はありません。より安全な近くの親戚や知人の家などを自主避難先としてお願いしておきましょう。また、近隣の方で相談して、その地区の頑丈なビルの上層階を避難場所とすることも有効です。
- 自宅で居住が継続できる場合は、自宅避難をしましょう。その場合、食料や水などを備蓄しておく必要があります。ただし、自宅避難が可能かどうかは、災害の種類や規模によって異なります。
- 災害時の感染防止対策について、自主防災組織や町内会で相談しておきましょう。

- ・避難が必要になる地域では、自主防災組織や町内会が、公的避難所を利用する予定の方を把握し、その人数と情報を、予め市町村に伝えておくことが「3密」を避けるために重要です。

3 地震・火山災害との複合災害に備えましょう

- ・日本列島は4つのプレートの衝突部にあり、世界の地震の 10%、世界の活火山の 7%が日本に集中しています。今までのように、大地震は突然襲ってくることを忘れないで下さい。
- ・地震・津波、火山噴火などによる災害が発生した場合も想定し、複合災害への備えをこれまで以上に進めておく必要があります。身近なことでは、地震の揺れで家具が転倒しないように壁に固定する、防災用の備品を確認する、津波に対する避難路・避難先を確認するなど、これまで指摘されている防災対策のうち可能なものから少しずつでも進めて下さい。

4 気象災害との複合災害に備えましょう

- ・5月の大型連休明けには沖縄が梅雨入りの時期を迎え、その後、夏から秋にかけて大雨・猛暑・台風などによる気象災害が全国的に多発する季節になります。
- ・地球温暖化による気候変動の顕在化に伴い、わが国では豪雨の頻度や強度が長期的に増大する傾向にあります。一昨年の西日本豪雨(平成 30 年 7 月豪雨)や昨年の東日本台風(台風 19 号)など、近年多くの地域が広域豪雨による甚大な水害、土砂災害に見舞われています。今年の夏から秋にかけても気象災害の発生に備えなければなりません。最新の気象情報や自治体などから発表される避難情報を常に確認して下さい。
- ・防災用の備品を確認する、洪水氾濫や土砂災害に対する避難路・避難先を確認するなど、これまで指摘されている防災対策のうち可能なものから少しずつでも進めて下さい。
- ・気象災害で避難勧告・避難指示が出された場合には、命を守るため、あらかじめ考えていた場所に、躊躇なく避難して下さい。

5 熱中症への対策も必要です

- ・気象庁からこの夏は平年より気温が高くなるという予報が出されており、梅雨明け後は熱中症対策が必要となります。熱中症により基礎体力が衰えると、ウィルス感染者の重症化のリスクが高まります。暑さに負けないように、健康維持に心がけるとともに、扇風機や空調設備の整備もできる範囲で早い時期に準備しておきましょう。

現在、市民および医療・行政関係の皆様は、感染拡大の防止に精一杯のご努力をされていることと思います。加えて、現実複合災害発生危機が差し迫っています。被害軽減のため、できることから備えを始めて下さい。

防災学術連携体 幹事会

代表幹事	米田雅子	日本学術会議会員、防災減災学術連携委員会委員長
代表幹事	古谷誠章	日本建築学会前会長
副代表幹事	目黒公郎	日本学術会議連携会員、地域安全学会会長、 日本自然災害学会会長、日本地震工学会元会長
副代表幹事	小井土雄一	日本災害医学会前代表理事
運営幹事	和田 章	日本学術会議連携会員、日本建築学会元会長
運営幹事	依田照彦	日本学術会議連携会員
事務局長・幹事	田村和夫	日本学術会議連携会員
事務局長・幹事	小野寺篤	日本建築学会事務局長代理
幹事	宇根 寛	日本地図学会評議員
幹事	小松利光	日本学術会議連携会員
幹事	執印康裕	砂防学会理事
幹事	瀬上哲秀	日本気象学会副理事長
幹事	高橋和雄	日本自然災害学会元会長
幹事	高橋幸弘	日本地球惑星科学連合代議員
幹事	高橋良和	日本学術会議連携会員
幹事	寶 馨	日本学術会議連携会員、日本自然災害学会前会長、 水文・水資源学会会長
幹事	塚田幸広	土木学会専務理事
幹事	永野正行	日本学術会議連携会員
幹事	東畑郁生	日本学術会議連携会員、地盤工学会元会長
幹事	松島信一	日本地震学会理事、日本自然災害学会理事
幹事	山本あい子	日本学術会議連携会員、日本災害看護学会理事
幹事	山本佳世子	日本学術会議連携会員、日本計画行政学会常務理事
幹事	吉本充宏	日本火山学会理事
監事	森口祐一	日本学術会議連携会員
協力	中村 尚	日本学術会議会員、気象庁異常気象分析検討会会長

（防災学術連携体とは）

防災減災・災害復興に関わる58学会のネットワークです。防災に関わる多分野の学会が、日本学術会議を要として集まり、学会の連携を進め、緊急事態時に学会間の緊密な連絡がとれるよう備えています。

<http://janet-dr.com/>

（防災学術連携体 事務局）

主担当学会 日本建築学会 防災学術連携体担当 榎本 和正

〒108-8414 東京都港区芝 5 丁目 26 番 20 号 enomoto@aij.or.jp 03-3456-2057